

# I 調査の概要

## 2013年漁業センサスの概要

### 1 漁業センサスの沿革

我が国漁業の基本構造の解明を目的とした調査は、昭和22年の「水産業基本調査」、昭和23年の「漁業権調査」があるが、「漁業センサス」という名称で実施されたのは、昭和24年3月の「第1次漁業センサス」が最初である。その後、昭和29年に「第2次漁業センサス」、昭和38年に第3次、以降5年ごとに実施され、2013年漁業センサス<sup>(注)</sup>は第13回目の実施にあたる。

注：2003年から調査実施年を示す西暦年を冠した呼称となった。

### 2 調査の目的

漁業の基本的生産構造、就業構造及び背後条件等を明らかにするとともに、水産行政諸施策の基礎資料の整備を目的とする。

### 3 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（平成25年農林水産省令第46号）及び農林水産省告示（平成25年農林水産省告示第1846号）

### 4 調査の種類及び実施主体

調査の種類は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種類である。

実施主体は、海面漁業調査のうち漁業経営体調査は都道府県、その他の海面漁業調査（漁業管理組織調査、地域調査）、内水面漁業調査及び流通加工調査については、農林水産省である。

### 5 本県の調査の範囲及び調査対象

海面に沿う市町を調査地域とし、海面漁業の漁業経営体を調査対象とした。

### 6 調査の期日

平成25年11月1日

### 7 調査の系統

農林水産省—県—市町—調査員

### 8 調査の方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布・回収を行う自計申告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

### 9 調査事項

#### 海面漁業調査

#### (1) 漁業経営体調査（個人経営体）

世帯について、自家漁業に雇った人、漁船について、漁業経営について

#### (2) 漁業経営体調査（団体経営体）

事業所の概要・共同経営について、漁業従事者について、漁船について、漁業経営について、支所・支社も含めた会社全体について

## 利用上の注意

### 1 結果の概要における図表の表記

構成比については、小数点第2位を四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

また、本報告書の記載数値のうち、皆無もしくは該当数値のないものは「-」（バー）、数値が得られないもの（計算不能）は「…」、比較減を表わすものは「△」（マイナス）、表章単位に満たないものは「0.0」で表示した。

なお、秘匿については以下のとおり

#### (1) 調査客体数が3未満の場合

総調査客体数は表示するが、総調査客体数以外は全て「X」（秘匿）表示とした。

#### (2) 調査客体数が3未満の市区町が一つの場合

県計から内訳市区町のデータを差し引くことにより、上記1の方法に基づき「X」表示した市区町の個人情報に判明されないようにするため、2次秘匿として内訳市区町の中から1市区町を選択し、上記1の方法に基づき「X」表示をした。

市区町を選択は、調査客体数が秘匿基準となる市区町を除いて最も少ない市区町又は、調査結果全体を把握するのに極力影響力の少ない市区町とした。

### 2 その他

この報告書は、農林水産省が2013年漁業センサスの全国の確認値としてまとめた中から、神奈川県海面漁業調査の部分を抜粋したものです。

本県の海面漁業調査の結果速報は平成26年8月に公表していますが、本報告書は結果概要を確認値とするとともに、地域等別統計表など、詳細な統計表を速報時より大幅に追加して掲載しています。

なお、本報告書の概要、統計表の電子データは、神奈川県統計センターホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6793/>）からダウンロードできます。